

令和7年度第2回大府市高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会議事録
(要点記録)

開催日時：令和8年3月12日（木） 午後2時00分～午後3時30分

開催場所：ふれ愛サポートセンター 多目的ルーム1～3

出欠席者

	役 職	所 属	氏 名	備 考
1	会 長	大府市医師団代表	おくむら まさのり	
			奥村 雅徳	
2	副会長	発達支援センターみのり	ひらばやし まさあき	
			平林 政明	
3	委 員	矢野法律事務所（弁護士）	やの かずお	欠席
			矢野 和雄	
4	委 員	長寿医療研究センター	こんどう ひでのり	
			近藤 秀憲	
5	委 員	認知症介護研究・研修大府センター	やまぐち ゆうすけ	
			山口 友佑	
6	委 員	自治区代表	えのきだ りゅうぞう	
			榎田 隆三	
7	委 員	民生児童委員協議会幸齢者部会	なかむら みつえ	新
			中村 光江	
8	委 員	民生児童委員協議会障がい者部会	えりかく しろう	新
			江利角 史郎	
9	委 員	大東小学校	うえの しのぶ	
			上野 忍	
10	委 員	東海警察署生活安全課	うちやま なおたか	欠席
			内山 直隆	
11	委 員	知多保健所	しんや いちろう	
			新屋 一郎	
12	委 員	愛厚ホーム大府苑	くにえだ まいこ	
			國枝 麻衣子	
13	委 員	介護支援専門員連絡協議会	たじま	
			田嶋 ユカリ	
14	委 員	社会福祉法人 憩の郷	あさくま さやか	
			朝熊 清花	
15	委 員	発達支援センターおひさま	ひがし ちえこ	
			東 千恵子	
16	委 員	人権擁護委員	さくらい ひでよ	
			櫻井 英代	
17	委 員	認知症の人と家族の会	おのうち なおみ	
			尾之内 直美	
18	委 員	石ヶ瀬会館	かのう かずえ	
			加納 和江	
19	委 員	大府病院	すずき みさこ	
			鈴木 美咲子	
20	委 員	共和病院	かど	
			門 みゆき	

事務局

所 属 等	氏 名
福祉部 福祉部長	猪飼 健祐
福祉部 福祉まるごと相談室 室長	中本 真
// 高齢障がい支援課 課長	小島 紳也
// // 高齢福祉係 係長	佐野 隆造
// // 障がい福祉係 主査	水野 朋美
健康未来部 こども若者支援課 課長	久野 倫太郎
健康未来部 こども若者支援課 こどもニュージェネ係 係長	藤田 奈緒子
// 健康増進課 健康増進係 主任	近井 美央
障がい者相談支援センター 管理者（代理出席）	天野 寿紀
高齢者相談支援センター 副管理者	萱野 佐知子
福祉部 福祉まるごと相談室 センター長	大河内 憲
高齢者・障がい者虐待防止センター 主任	兼任 大輔

傍聴人 なし

議事内容

1 あいさつ

2 自己紹介

(着席順で自己紹介)

3 議題

(1) 令和6年度の高齢者・障がい者虐待防止センターの活動状況について

ア 高齢者虐待の対応状況について

—資料No.1に基づき事務局より説明—

委員)まず確認ですが、被虐待者は虐待を受けている人、虐待者は虐待をしている人という理解でよろしいでしょうか。また、この協議会では、虐待判定があった事例について議論を行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局) ご質問ありがとうございます。虐待者は虐待をしている方、被虐待者は虐待を受けている方という理解で問題ありません。資料の中で「虐待なし」と記載されているものについてですが、これは虐待防止センターに通報が入り、「高齢者虐待の可能性がある」ということで通報を受理し事実確認を行った結果、高齢者虐待防止法上の虐待には当たらないと判断したものにになります。

委員)例えば別紙資料の1番のケースでは、「手を出した」ということ自体は認めているようですが、単に手を出したかどうかだけで虐待かどうかを判断しているわけではないということでしょうか。

事務局) はい、そのとおりです。高齢者虐待防止法や、この後ご説明する障害者虐待防止法でも共通していますが、基本的には「養護者要件」が成立するかどうか 중요합니다。

例えば、高齢者のお父さんを障がいのある息子さんが叩いてしまった場合でも、実際には高齢者のお父さんの方が息子さんの面倒を見ている場合は、養護者要件が成立しないため、高齢者虐待には該当しないことになります。ただし、虐待に該当しない場合でも、手が出ているという事実があれば、関係機関につなぐなど、課題に対して引き続き対応していきます。

委員)最初から虐待案件には当たらないような内容であっても、1件として受理して、その上で虐待の有無を判断しているということでしょうか。

事務局) 虐待の可能性があるものについては通報として受理します。その上で事実確認を行い、養護者要件があるかどうかなどを確認します。結果として虐待に当たらない場合は「なし」と判断しますが、その場合でも必要に応じて他の機関につなぎます。また、資料No.1にある「相談件数」についてですが、こちらは通報としては扱わないものの、防止センターとして把握しておく必要がある案件などを計上しているものです。

委員)資料の読み方について確認させてください。施設従事者の件数を見ると、相談件数が7件で通報が4件になっているので、その違いについて教えてください。

事務局) 説明が分かりにくく申し訳ありません。

通報届出件数は33件で、その内訳として養護者による虐待疑いが30件、施設従事者等による虐待疑いが3件となっています。括弧内の数字は、事実確認の結果、虐待と認定し継続対応している件数です。一方、相談件数については通報とは別に計上しているもので、連絡があった段階で虐待ではないことが明らかなものなどを整理しています。

委員)そうすると、通報と相談を合わせると、実際には60件程度の連絡があったということになりますか。

事務局) 通報届出件数と相談件数を合わせると、新規の連絡件数としては 60 件程度になります。

委員) 最終的な虐待認定件数はどのくらいになりますか。

事務局) 現時点では 11 件ですが、まだ事実確認中のものもありますので、今後増える可能性があります。

委員) この会議はかなり限定された虐待を扱う会議だと理解しました。学校関係者としては、児童虐待なども含めた議論を想定していたため、その点について教えてください。

事務局) この協議会は、高齢者および障がい者の虐待防止等に関する会議ですので、対象はその範囲になります。ただし、障がいのある児童については、家庭内で虐待を受けた場合は児童虐待として扱われますが、放課後等デイサービスなどの事業所で虐待を受けた場合は障害者虐待防止法の対象となります。そのため、学校関係者にも参加していただいています。

委員) 虐待の判断基準と、大府市として具体的にどのような取組を行っているのか教えてください。

事務局) 虐待の判断については、5 類型に該当するかどうかを基準にしています。5 類型というのは身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待です。また、市の取組としては、虐待が発生した際の対応と、未然防止の取組の 2 つがあります。未然防止の取組としては、事業所への研修や啓発活動を実施しており、今年度は 35 件、延べ約 900 人の方に研修を行っています。また、当事者向けパンフレットなども作成しています。

委員) 前年度からの継続ケースの数字の読み方について教えてください。

事務局) 各年度の数字は、その年度に通報受理し虐待認定した件数です。そのうち終結していないものが翌年度に継続する形になります。

委員) 虐待対応の終結の基準は決まっているのでしょうか。

事務局) 法律上は明確な基準が定められていないため、大府市では独自の基準を設けています。例えば、自宅での虐待の場合は、虐待が収束してから概ね 1 年程度経過してから終結を判断します。また、施設入所などで分離した場合は、おおむね半年程度様子を見て終結を判断することとしています。

イ 障がい者虐待の対応状況について

—資料No.2に基づき事務局より説明—

委員) 先ほどのデータの数え方についてですが、説明を聞いて計算してみると、件数が少し合わないように思いました。新規が 10 件で、前年度継続が 24 件ということですが、先ほどの説明だと、新規に継続件数を足していく形になると思うので、計算上は前年度継続が 30 件くらいになるのではないかと感じました。終結の扱い方や計算方法が違うのかもしれませんが、6 件ほど差が出ることになるので、一度確認していただけるとよいと思います。

事務局) ありがとうございます。おそらく理由はあると思うのですが、今すぐには整理して説明できません。資料を見ていただくと、例えば令和 6 年度の継続対応件数が 37 件となっています。その下に終結件数が 13 件ありますので、37 件から 13 件を引くと 24 件になります。この 24 件が、令和 7 年度の前年度継続件数として計上されています。

委員) なるほど。先ほどの話では、新規件数を足すと合計が 55 件くらいになる計算だったと思うのですが、実際は 56 件となっていて、1 件ずれているように見えました。終結の扱い方や計算方法が違うのであれば、それを教えていただければと思います。

事務局) 失礼しました。例えば障がい者虐待の資料で説明しますと、現在の継続件数は1月末時点の数字なので20件となっています。一方、先ほどの24件というのは、令和6年度が終了して令和7年度が始まった時点の継続件数です。令和7年度中に、令和6年度以前からのケースで終結したものが4件ありますので、20件にこの4件を足すと24件になります。そういった違いで数字が変わっています。

委員)なるほど、分かりました。

委員)参考までに教えていただきたいのですが、高齢者虐待と障がい者虐待の資料を見ますと、虐待者の特性として、男性で50代の方が多い傾向があるように見えます。また、虐待の要因として「虐待者の性質・気質」が多く挙げられています。こうした属性から何か特徴的な傾向が読み取れるのであれば教えてください。もう一点ですが、障がい者虐待では、一般的には行動障がいなど重度の障がいがある方への虐待が多いとされていると思います。しかし、令和7年度の養護者による虐待では比較的軽度の方が多く、しかも心理的虐待ではなく身体的虐待が多いように見えます。この点が少し特徴的だと感じたのですが、何か背景があるのでしょうか。さらに、施設従事者による虐待について、認定されたケースではどの程度の障がいの方だったのか、もし分かれば教えてください。

事務局) ありがとうございます。まず、虐待者が50代の男性に多いという点ですが、高齢者虐待では息子さんが加害者となるケースが多く見られます。障がい者虐待では、障がいのある方が若い場合は父親、あるいは夫が虐待者になるケースが多いです。また、「虐待者の性質・気質」という要因については、通報時点での情報に基づいて整理しているものです。実際に関わっていく中で、虐待者側にも何らかの特性が見られる場合があり、医療につながることで精神疾患の診断がつくケースもあります。ただ、50代の方は働き盛りで受診につながりにくいこともあり、その結果として「性質・気質」という形で整理されている場合もあります。

次に、障がい者虐待の傾向についてですが、件数自体がそれほど多くないため、年度によって傾向に偏りが出ることがあります。今年度については、比較的軽度の方のケースが多くなっています。具体的な事例としては、知的障がいのある方が父親と生活しており、その父親が暴力的な傾向を持っていて、結果として家庭内で虐待が起きていたケースがありました。また、グループホームで生活している比較的軽度の障がいのある方が、週末に帰省した際に母親から虐待を受けてしまうというケースもありました。施設従事者等による虐待についてですが、6件の通報のうち3件が虐待認定となっています。対象となった方は、障がい支援区分でいうと6、6、5といった比較的重度の方です。3名のうち2名には行動障がいがあり、1名は自閉スペクトラム症、もう1名は自閉症に加えて身体障がいがありました。もう1名はプラダー・ウィリー症候群という遺伝子疾患があり、行動面の課題が見られる方でした。

委員)一つ質問させてください。障がい者虐待の発見者・通報者のところで、本人からの通報が多かったという説明があり、啓発活動の効果ではないかという話がありました。ただ、重度の障がいのある方の場合、本人が虐待を理解して通報するのは難しい場合もあると思います。精神障がいの方や身体障がいの方などに対して、どのような形で啓発活動を行っているのか教えていただけますか。

事務局) ありがとうございます。おっしゃる通り、研修は事業所向けのものが多くのが現状です。ただ、就労継続支援B型事業所などに出向き、当事者の方にもパンフレットを使って説明することがあります。「虐待」という言葉が難しい場合もあるので、「こういうことをされて嫌だったら連絡してね。」というような伝え方をしています。また、重度の障がいのある方や精神疾患のある方については、個別に関わる中で『何かあったら連絡してください』と伝えるようにしています。自分から「虐待を受けています。」と言うことが難しい方も多いので、事業所職員や相談員、ケアマネジャーなど支援者に対しても、「声なき声に気づいてほし

い」という形で啓発を行っています。

委員)パンフレットを使って説明する機会も設けているということですね。

事務局) はい。今年度はまだ1件と多くはありませんが、今後はB型事業所など、当事者の方に直接説明できる機会を増やしていきたいと考えています。

委員)とても良い取組だと思えます。ありがとうございます。

ウ 研修等啓発活動について

—資料No.3に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

(2) 高齢者虐待及び障がい者虐待に関するアンケート調査結果について

—資料No.4に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

(3) 障がい者差別解消の取組について

—資料No.5に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

3 その他

①委員)高齢者虐待や障がい者虐待とは少し違う話になるが、令和7年10月から児童虐待防止法が改正され、保育所等の従業者による虐待についても通報義務が生じることになる。これまで児童虐待防止法では、障がい児の虐待は養護者からの虐待のみが対象で、福祉サービスを利用している児童については障がい者虐待として取り扱われていたが、今回の改正により、保育所等で受けた虐待についても児童虐待として扱われることになる。そうすると、高齢者虐待、障がい者虐待と同様の取り扱いになってくると思うが、この3つの虐待について、今後どのように連携して対応していくのか。また、通報窓口はこども家庭センターになると思うが、そのあたりの周知があまりされていないように感じている。今後どのように対応していくのか、もし情報があれば教えていただきたい。

事務局) ご質問の法改正への対応については、健康未来政策課とこども家庭センターを中心に、対応の仕組みづくりを進めているところです。こどもの児童施設における虐待については、まだ十分なノウハウがないため、障がい者虐待や高齢者虐待、従来の児童虐待の事例を参考にしながら連携して準備を進めています。準備が整い次第、関係者の皆様にもお示ししていく予定です。なお、実務的には、こども若者支援課や健康未来政策課から依頼を受け、虐待対応のノウハウや使用している様式、考え方などについて共有を行っている段階です。

②事務局) 愛知県弁護士会から各市町村長宛てに送られてきた通知についてご紹介します。内容としては、愛知県弁護士会が会長名で次のような声明を出しました。というものです。その声明の内容を皆さんにもお伝えしたくて資料としてお配りしました。1ページめくっていただくと、声明の全文が載っています。要約しますと、改正前の警備業法という法律がありますが、その法律に規定されていた欠格事由が、結果として障がい者の権利を損なうような内容になっていたというものです。この点について、法の解釈としては、憲法に定める職業選択の自由や法の下での平等に反するのではないかという判断が示されたということです。少しじっくり見ていただくと分かると思いますが、この声明の中には障がい者の権利に関する言葉が至るところに散りばめられています。弁護士会会長の声明としては、国に対して、国の不作為によって今後新たな障がい者差別が生まれぬよう措置を講じること、また、近く

制度改正が予定されている成年後見制度の改正の中にも、この判決の趣旨を踏まえた見直しを盛り込むよう強く求める、という内容になっています。今日は時間の都合もありますので、この件についてこの場で議論を深めることはしませんが、法律で決まっていることでも、必ずしも正しいとは限らず、時代遅れになっている場合もあるという象徴的な事例としてご紹介させていただきました。

第2回会議は、令和8年6月～8月頃に開催予定

以上